

## 飯野台観光振興施設ちば施設予約サービス運用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例、佐倉市飯野台観光振興施設の管理及び運営に関する規則及び、ちば施設予約サービス利用規約に基づき、飯野台観光振興施設（以下「印旛沼サンセットヒルズ」という。）が、ちば施設予約サービスを利用した、予約サービスを提供することで、施設利用の円滑さを図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (運用内容)

第2条 市は、ちば施設予約サービスを利用し、次に掲げるものを運用する。

- (1) デイキャンプの予約
- (2) 宿泊キャンプの予約
- (3) テニスコートの予約
- (4) その他、市が必要と定めるもの

### (運用方法)

第3条 ちば施設予約サービスを利用し、印旛沼サンセットヒルズの利用予約を行おうとする者は、インターネットに接続しているパソコン、携帯電話等から利用者登録（仮登録）を行う。

2 施設管理者は、前項で仮登録された者から利用者番号、カナ名、電話番号の連絡を受けたのち、2営業日以内に印旛沼サンセットヒルズの利用可能施設登録を行い、登録が終了した旨の完了連絡をする。

3 前項で利用可能施設登録された者は、ちば施設予約サービスにより予約することが出来るものとする。

4 仮登録者は、施設利用時に窓口において、原則として公的証明書又は顔写真付きの証明書により、本人であると確認が取れたのち、本登録者とする。

5 本登録者は、次回からの予約ができるものとする。

### (運用の停止)

第4条 市は、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに利用を中止することができるものとする。

### (その他)

第5条 その他、この要領の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附則

この要領は、令和4年6月15日から施行する。